

産 創 号 外

令和 5 年 2 月 20 日

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

この度、政府において、令和 5 年 3 月 13 日以降、マスク着用については「個人の判断に委ねることを基本とする」との方針を決定したことを受け、県では、別添のとおり県としてのマスク着用の考え方を決定しました。

つきましては、取組の趣旨を御理解いただくとともに、別添の厚生労働省のチラシ等により、令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用の取扱いについて会員事業所等へ周知くださいますようお願いいたします。

また、下記事項についても別添のとおり見直し等を決定しましたので、併せて周知くださるようお願いいたします。

記

- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い（令和 5 年 3 月 13 日執行）

※ 執行日に御注意ください

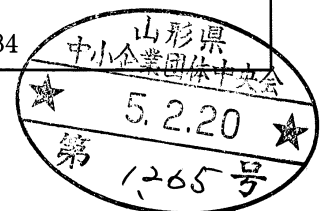
- イベント等の開催に関する基本方針（令和 5 年 2 月 15 日執行）
- 検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間（令和 5 年 3 月 31 日まで延長）

〔担当〕

山形県産業労働部産業創造振興課

課長補佐 柿崎

TEL:023-630-2134



令和5年2月15日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、政府において、令和5年3月13日以降、マスク着用については「個人の判断に委ねることを基本とする」との方針を決定したことを受け、県では、別添のとおり県としてのマスク着用の考え方を決定し、別添の厚生労働省のチラシ等により、令和5年3月13日以降のマスク着用の取扱いについて周知を図っていくこととしました。

また、下記事項につきましても別添のとおり見直し等を決定しましたので、趣旨を御理解のうえ、これらの取組に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い（令和5年3月13日執行）

※ 執行日に御注意ください

- イベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月15日執行）
- 検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間（令和5年3月31日まで延長）

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」①

令和5年2月15日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

- 1 個人の主体的な選択を尊重し、「**マスク着用は個人の判断**」を基本とする
⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する
 - ・ 子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮する
 - ・ 感染が大きく拡大している場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかける(この場合も、子どものマスク着用については、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する)
- 2 政府が示す**感染防止対策としてマスク(不織布マスク推奨)の着用が効果的な場面にも留意**する
- 3 マスク着用が個人の判断に委ねられるようになった後も、換気の励行、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、こまめな手洗い、消毒などの**基本的な感染防止対策を引き続き徹底**する

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」②

【政府が示すマスク着用が効果的な場面】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、**以下の場面では、マスクの着用を推奨**
 - ・ 医療機関への受診時 ・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時などの混雑した電車やバスへの乗車時(当面の取扱い)
※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸し切りバス等)を除く
- ✓ 感染の流行期に**重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**は、感染から身を守るための対策としてマスク着用が効果的

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」③

令和5年2月15日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

【学校における対応(令和5年4月1日以降)】

- ✓ 学校教育活動の実施にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とする
 - ⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる
 - ・ 地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況に応じて、学校・教員が児童生徒に対してマスク着用を促す場合も、児童生徒や保護者の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにする
- ✓ 4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの取扱いについては、県教育委員会から各県立学校等へ別途通知済み
 - ※ 通知内容は「県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて」のとおり
市町村教育委員会に対しても上記の内容を通知済み

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」④

【保育所・認定こども園等における対応】

- ✓ 2歳児以上についても、マスク着用は求めない
 - ⇒ 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保に必要な対策を講じる

【医療機関や高齢者施設等における対応】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高いものが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨する

【事業者における対応】

- ✓ 各業界団体が見直しを行う「業種別ガイドライン」に基づき、マスク着用の考え方や基本的な感染防止対策の徹底等について、現場や利用者に周知する
- ✓ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

令和5年2月15日
教 育 庁

県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて

1 基本的な方針

(児童生徒及び教職員の対応)

- 卒業式については、教育的意義を考慮し、式典全体（入退場、式辞・祝辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等）を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ただし、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じる。

(保護者及び来賓の対応)

- マスクの着用を求め、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。

2 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨等、必要な感染症対策を講じる。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情によってマスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によって着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないよう十分留意するとともに、児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように適切に指導する。

以上

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

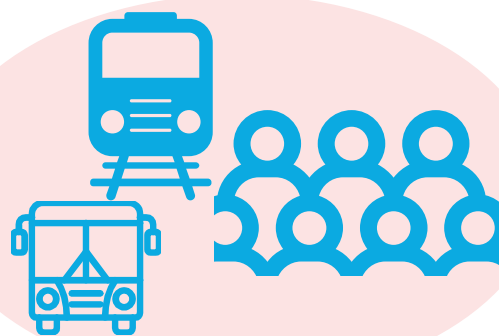
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。

つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。

1 感染防止対策の徹底等について

- ・ マスクの着用は個人の判断を基本としつつ、政府が示す感染防止対策として着用が効果的な場面等に留意してご対応ください。
- ・ また、個人の判断が基本となった後も、引き続き、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。
- ・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践してください。
- ・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。
- ・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただいた上で、ご判断ください。
- ・ 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。
- ・ 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。
- ・ 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。
- ・ また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。

2 企業活動等における感染防止対策等について

- ・ 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。
- ・ テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減

など、人との接触を低減する取組みを進めてください。

- ・ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。
- ・ 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- ・ 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。
- ・ 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。

3 県外との往来等について

- ・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

4 会食等について

- ・ 会食の際も、換気の励行、ゼロ密、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

【会食における感染防止の取組み】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える・ 箸やコップは使い回さない・ 体調が悪い人は参加しない |
|---|

5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について

- ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
- ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐため、そのご家族は感染対策を徹底してください。
- ・ 高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

以上

「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」 新旧対照表

現 行	令和5年3月13日以降
<u>令和5年2月1日</u> 山形県新型コロナウイルス 感染症に係る危機対策本部 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い 新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。 つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。 1 感染防止対策の徹底等について ・ <u>場面や状況に応じた不織布マスクの正しい着用や、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底を引き続き</u>お願いします。 ・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。 ・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、<u>同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話する際にはマスクの活用などを考えてください。</u> ・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。 ・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただい	<u>令和5年3月13日</u> 山形県新型コロナウイルス 感染症に係る危機対策本部 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い 新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。 つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。 1 感染防止対策の徹底等について ・ <u>マスクの着用は個人の判断を基本としつつ、政府が示す感染防止対策として着用が効果的な場面等に留意してご対応ください。</u> ・ <u>また、個人の判断が基本となった後も、引き続き、</u>換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。 ・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。 ・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し<u>てください。</u> ・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。 ・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、

現 行	令和5年3月13日以降
た上で、ご判断ください。 - 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。 - 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。 - 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。 - また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。 2 企業活動等における感染防止対策等について - 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。 - テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。 - 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。 - 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。 - 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。 - 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。 3 県外との往来等について	接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただいた上で、ご判断ください。 - 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。 - 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。 - 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。 - また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。 2 企業活動等における感染防止対策等について - 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。 - テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。 - 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。 - 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。 - 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。 - 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。 3 県外との往来等について

現 行	令和5年3月13日以降
・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。 ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。 4 会食等について ・ 会食の際も、<u>不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行</u>など基本的な感染防止対策を徹底してください。 ・ <u>職場での昼食や休憩中の飲食等も含め、会話をする際はマスクの着用を徹底してください。</u> ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。 ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。 <u>マスクを外した会話・会食・カラオケが、最大の感染リスクです！</u> 【会食における感染防止の取組み】 ・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える ・ 箸やコップは使い回さない ・ 体調が悪い人は参加しない ・ <u>カラオケを利用する場合は、十分な距離を取り、マスクを着用する</u> <u>※ なお、弁当やテイクアウトの活用もお勧めします。</u> 5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。 ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐた	・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。 ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。 4 会食等について ・ 会食の際も、<u>換気の励行、ゼロ密、こまめな手洗い、消毒</u>など基本的な感染防止対策を徹底してください。 <u>(削除)</u> ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。 ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。 <u>(削除)</u> 【会食における感染防止の取組み】 ・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える ・ 箸やコップは使い回さない ・ 体調が悪い人は参加しない <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。 ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐた

現 行	令和5年3月13日以降
め、そのご家族は感染対策を徹底してください。 ・ 高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。 なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。 以上	め、そのご家族は感染対策を徹底してください。 ・ 高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。 なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。 以上

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更）を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）法第 24 条第 9 項に基づく要請）

1 適用期間

令和 5 年 3 月 13 日から当面の間（令和 5 年 2 月 15 日から 3 月 12 日までは従前の例による）

2 規模要件

（1）収容定員がある場合（概要は別添 1 のとおり）

① 収容定員が 5,000 人以下の場合又は収容定員 5,000 人超で感染防止安全計画を策定する場合、人数上限は収容定員までとする。

② 収容定員 5,000 人超で感染防止安全計画を策定しない場合、人数上限は 5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方とする。

（2）収容定員がない場合

人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。

（注）「2 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

3 感染防止安全計画の提出等

（1）感染防止安全計画の提出

参加人数 5,000 人超かつ収容定員 50% 超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の 2 週間前までに別紙 1 「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後 1 か月を目途に別紙 2 「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

その他の取扱いについては、「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その 10）」（令和 5 年 2 月 10 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）に準じる。

（2）チェックリストの公表等

（1）以外のイベントの主催者等は、別紙 3 「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から 1 年間保管すること。

4 イベント開催における留意事項

(1) 感染防止策の徹底

イベントの主催者等は、別添2「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。

(2) お祭りなどの開催

お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催にあたっては、感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実にについて適切に判断すること。

(3) クラスターが発生した場合の対応

イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

5 その他

県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本方針を見直すものとする。

イベント開催制限 上限整理表

収容定員	人数上限
1万人超	収容定員の半分まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで
5,000人超 ～ 1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで
5,000人以下	収容定員まで

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	☐ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ☐ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
②エアロゾル感染対策 ☐ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量 30m ³ /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70% * 屋外開催は除く ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	☐ 各施設の設備に応じた換気 ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ☐ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
③接触感染策 ☐ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ☐ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	☐ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ☐ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ☐ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(2) その他の感染対策	
④ 飲食時の感染対策 ☐ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知	☐ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ☐ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ☐ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
⑤ イベント前の感染対策 ☐ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	☐ 体制構築の上、検温・検査の実施 ☐ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥ 出演者やスタッフの感染対策 ☐ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 ☐ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	☐ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ☐ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 ・ 控室等における換気の徹底、三密の回避 ・ イベント前後を含めた1.(2)④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ☐ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを 選択	☐ 収容定員あり 100%	☐ 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇, 〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇, 〇〇〇人	
対象者全員 検査の実施	☐ 緊急事態措置区域：人数上限10,000人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

2. 具体的な対策

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

<チェック項目>

- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
- 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

（記載欄）

(1) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

②エアロゾル感染対策

<チェック項目>

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
 - 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）
 - 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け
 - 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%
 - 屋外開催は除く
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

<具体的な対策>

<記載項目（例）>（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 各施設の設備に応じた換気
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気
 - 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

③ 接触感染対策

＜チェック項目＞

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

(記載欄)

- (1) 
- (2) 
- (3) 

(2) その他の感染対策

④飲食時の感染対策

＜チェック項目＞

□ 上記（１）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ
- 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨
- 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑤イベント前の感染対策

＜チェック項目＞

□ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 体制構築の上、検温・検査の実施
- 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（１）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

＜記載項目（例）＞（※）対策の例であり、必須の取組ではないことに留意すること

- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
 - 健康アプリの活用等による健康管理
 - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
 - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
 - 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
- 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
 - 控室等における換気の徹底、三密の回避
 - イベント前後を含めた 1.(2)④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
- ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※ 提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

☐ 実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

☐ 「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

☐ 抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

☐ その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に準じ、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

イベント結果報告フォーム

○イベントの情報

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）	
主催者所在地（市区町村）	
主催者所在地（番地等）	
開催会場（名前）	
都道府県	山形県
都道府県コード	06
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“－”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安
設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○**感染防止策不徹底**（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第5版（令和5年2月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率 (上限) いずれかを 選択	☐ 収容定員あり 100%	☐ 収容定員なし 人と人とが触れ合わない程度の間隔
収容定員		—
参加人数		
その他 特記事項		

感染防止策チェックリスト

【第5版（令和5年2月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

（1）感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

②エアロゾル 感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第5版（令和5年2月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

□ 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、
飲食時の感染対策の周知

⑤ イベント前の 感染対策

□ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の
呼びかけ

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑥ 出演者や スタッフの 感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

検査受検の協力要請 及び 無料検査の実施期間の延長について

実施期間の延長

新規感染者数は依然として高い水準で推移していることから、引き続き、感染者の早期発見と感染拡大防止を図るため、無料検査の実施期間を令和5年3月31日まで延長する。

【参考】現在の検査受検の協力要請及び無料検査

(1) 趣旨

陽性者の早期発見と感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染不安を感じる無症状の県民に検査を受けることを協力要請し、当該検査を無料で実施するもの

(2) 実施期間

令和4年1月5日～令和5年2月28日

(3) 検査拠点（PCR検査・抗原定性検査）

県内131か所（2/14現在）／1週間あたり約3,800件に対応

- ・山形県PCR自主検査センター（県立河北病院）
- ・〃（鶴岡市立荘内病院）
- ・木下グループ新型コロナPCR検査センター（山形市内）
- ・地域の薬局、ドラッグストア（県内各地）

※ 引き続き検査の拠点となる地域の薬局などを募集中